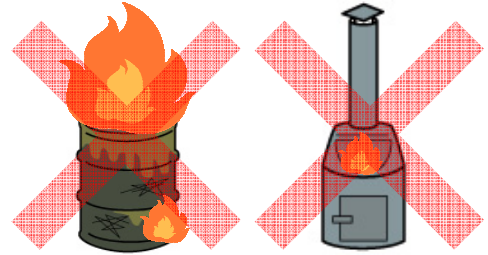


ごみの焼却禁止について

平成13年4月から、ダイオキシン類対策等のため、法律によりごみの野外焼却は禁止されています。



禁止行為

ごみの野焼き

(ドラム缶やブロック積焼却炉、簡易焼却炉での焼却を含む)

※焼却炉の構造は法令で定められています。

(燃焼ガス温度800℃以上の状態で燃焼できること。外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること。燃焼室の温度を測定できる装置があること。助燃装置があること。等)

違反行為の罰則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、又はこの両方

焼却禁止の例外

- ・農業、林業を営むためにやむを得ないもの
(例：焼き畑、稲わらの焼却、伐採下枝の焼却)
- ・たき火等、日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
(例：落ち葉たき、キャンプファイヤー)
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要なもの
(例：正月の門松やしめ縄等を焚く行事、卒塔婆の供養焼却)

※例外行為であっても、プラスチックやビニール類を燃やすことは禁止されています。

※煙や臭いで近隣の迷惑にならないよう、十分注意する必要があります。

※延焼には十分注意し、消火の確認を必ず行ってください。

【お問い合わせ】

町民課 町民グループ

有線：31-5108 電話 54-2510